

保安伐採に関するQ&A（伐採届関連分）		
NO.	質問	回答
1	森林法第10条第1項12号の例外として、森林法施行規則第14条第1項第2号に「法令又はこれに基づく処分により、測量・実地調査または施設の保守の支障となる立木を伐採する場合」とあるが、これに電気事業法第39条又は第61条が該当するか。	森林法第10条第1項12号の例外には、電気事業法第61条第1項が該当する。このため、経産大臣の許可を受ければ届出なしの伐採が可能である。
2	竹伐採は伐採・造林届け出の対象か。	森林法第10条の8には、伐採届での対象は「立木」と規定されているため、届出は不要である。なお、森林法では立木に竹を含む場合「立木竹」と表記される。
3	伐採規模の大小によって伐採・造林届け出の簡素化は可能か。	伐採規模による例外は法律に存在しないため、伐採本数に関わらず届出は必要である。
4	ゼンリンなどのマップを添付または林小分班で場所を記載することで、伐採・造林届の所在地欄への地番の記載は省略することが可能か。	森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号）にて定められている様式の中で地番を記載することになっているため、地番の記載が必要である。
5	保安伐採は森林法第10条の8第1項11号の「除伐する場合」にあたるか。	「除伐」とは一般に、育成しようとする樹木以外の不要木等を除去することである。保安伐採は除伐に当たらないと解されるため、伐採・造林届は必要である。なお、枯死木・倒木の伐採については、伐採届は不要である。
6	保安伐採は、間伐とみなせるか。間伐とみなした場合でも造林の届出は必要か。	「間伐」とは一般に、混雜した森林で劣勢木等を除去することである。保安伐採は間伐には当たらないと解されるため、造林の届出は必要である。
7	森林所有者との権限がわかる資料（森林所有者から受領した伐採承諾書等）を添付すれば、連名での伐採・造林届出は不要になるか。	森林法第10条の8の規定により、伐採及び造林届は、「森林所有者等」が提出することとされているが、「森林所有者等」とは、伐採及び造林のそれぞれの権限を持つ者と解される。また、森林法施行規則第9条第3項の規定により、伐採及び造林届については、伐採をする者と造林をする者が異なる場合には連名で提出しなければならない。以上のことから、承諾書や契約書など、森林所有者から中電に対して伐採の承諾及び造林の委任がなされている書面が添付され、中電が伐採と造林の権限を有することが証明できる場合には、電力会社単体の名前で届出が可能である。
8	木を枯らさないように「芯止め」（立木の途中から頭だけ切る）する場合は、伐採・造林の届出が必要か。	立木が枯れなければ伐採届は不要である。ただし、「芯止め」等により立木が枯損した場合は、伐採届が必要な行為が行われたという認識となるため、ご留意いただきたい。

H30.9.28 広島県「森林計画関係市町担当者会議」資料より作成